

目次

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（抄）（平成十八年厚生労働省令第十九号）（第一条関係）・・・1

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第七十一号）（第二条関係）・・・3

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第七十四号）・・・7

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（抄）（平成十八年厚生労働省令第十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）</p> <p>第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、<u>就労継続支援A型及び就労継続支援B型</u>とする。</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）</p> <p>第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>就労継続支援A型</u> 第三十四条の十七第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に掲げる事項並びに利用定員</p>	<p>（法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）</p> <p>第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護及び就労継続支援B型とする。</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）</p> <p>第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p>

三
(略)

二
(略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第七十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(就労) 第九十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</p> <p>(賃金及び工賃) 第九十二条 (略)</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。</p> <p>6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、</p>	<p>(就労) 第九十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(賃金及び工賃) 第九十二条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。</p>

自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(新設)

(運営規程)

(新設)

第九十六条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第九十二条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(準用)

第九百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十六条から第八十八条まで、第九十条から第九十二条まで、第五百九十九条及び第六十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九百九十六条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十七条において準用する第九百九十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九百九十七条において準用する第九百九十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第九百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第九百九十七条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第九百九十七条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第九百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは

(準用)

第九百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十六条から第九十二条まで、第五百九十九条及び第六十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九百九十七条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十七条において準用する第九百九十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九百九十七条において準用する第九百九十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第九百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第九百九十七条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第九百九十七条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第九百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第九百

「第百九十七条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百九十七条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第百九十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

九十七条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百九十七条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第百九十七条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第百九十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第一百七十四号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第七十二条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 利用定員</p> <p>五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</p> <p>七 通常の事業の実施地域</p> <p>八 サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>九 緊急時等における対応方法</p> <p>十 非常災害対策</p>	<p>(新設)</p>

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(就労)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第八十条 (略)

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3・4 (略)

5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(準用)

(就労)

第七十九条 (略)

2 (略)

(新設)

(賃金及び工賃)

第八十条 (略)

(新設)

2・3 (略)

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(準用)

第八十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第八十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。